

2016年(平成28年)3月23日

《 宇都宮定見氏の誹謗中傷に事実でもって反論します 》

～第2回(7回連続)～

大分県別府市上原町11番30号

西馬行政総合事務所 行政書士・西馬 良宣

行政書士の宇都宮定見氏は最近、自身のHPやブログ(YouTube 動画)で西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣に対する誹謗中傷を繰り返しています。この中で同氏は「反論」と称して荒唐無稽な主張を標語(スローガン)として唱えるだけの卑劣な言動を反復しています。

中には「〇〇が〇〇して…」等と意味不明なものもありますが、ここに現在までに判明した、同氏が主張している主な6つの事柄について、事実を裏付ける資料を6回にわたって公開し反論します。このような同氏の行為は、西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣の名誉を、著しく傷つけ、信用を毀損するだけでなく、行政書士会と他の行政書士の社会的評価も貶める事になりますので、直ちに中止する事を求めます。

今回は宇都宮定見氏が「西馬が大分県行政書士会の綱紀委員会規則に違反して綱紀委員と総務部員(副部長)を兼任していた」と誹謗している事に対する反論です。

資料① …「西馬が大分県行政書士会の綱紀委員会規則に違反して綱紀委員と総務部員(副部長)を兼任していた」との主張に対し、西馬が綱紀委員であった当時の「規程」とその後(平成25年以降)に3回変更された「規則」。

これを見てお分かりのとおり「第2条第7項」の規程は、平成25年4月22日の改程で付け加えられたもので、当方が綱紀委員と総務部員の職務についていた平成25年4月以前にはなかった条項です。事後に改程された「規則」を過去に遡ってこじつけた根拠のない主張になります。

付け加えるなら、西馬が総務部員でもあったからこそ、書士会の中の独立した機関である綱紀委員会に正確な情報を提供できたといえます。

その事によって、非行調査の対象となった宇都宮定見氏の人権・人格も尊重した真っ当な調査ができ、不当にも宇都宮定見氏が書士会(当時は伊藤仁会長)を相手に「処分の取り消し」等を求めて起こした裁判で、大分地裁、福岡高裁とも綱紀委員会の調査手続きと調査結果を是認・認定した上で、会の執行部がなした処分(廃業の勧告)は正しかったとして、宇都宮定見氏の請求をすべて棄却する判決を出した事に、結果としてつながっています。

宇都宮定見氏は最高裁に上告もしましたが、認められたという情報はありません。会則・規則に従った民主的な手続きと事実認定がいかに大切であるかという事を、この裁判は私達に教えてくれています。



資料① - 1 (-5まで)



綱紀委員会規程

(目的)

第1条 この規定は、大分県行政書士会会則第57条に基づき、綱紀委員会に関する必要事項を定め、その運用を円滑にすることを目的とする。

(職務)

※ { 第2条 綱紀委員会（以下「委員会」という。）は、大分県行政書士会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、会員の品位並びに規律の保持と職域の確保に関する事案につき、適正なる審査を行うものとする。

(委員長・副委員長)

第3条 委員会に、委員の互選による委員長・副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長・副委員長共に事故あるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を定める。

> }
< 中 略 >
< }>

(会員の調査受認義務)

第9条 会員は、正当な事由がなければ綱紀委員の調査を拒んではならない。

(委任事項)

第10条 この規定に定めなき議事に関しては、委員会の決議によりこれを定める。

付 則

この規程は、昭和58年9月13日から施行する。

この規程は、昭和62年7月14日から施行する。

※ この規程は、平成21年11月27日から施行する。

資料①-2



綱紀委員会規程

(目的)

第1条 この規定は、大分県行政書士会会則第57条に基づき、綱紀委員会に関する必要事項を定め、その運用を円滑にすることを目的とする。

(職務)

※ { 第2条 綱紀委員会（以下「委員会」という。）は、大分県行政書士会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、会員の品位並びに規律の保持と職域の確保に関する事案につき、適正なる審査を行うものとする。

(委員長・副委員長)

第3条 委員会に、委員の互選による委員長・副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長・副委員長共に事故あるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を定める。

> }
< 中 略 >
{ <

(会員の調査受認義務)

第9条 会員は、正当な事由がなければ綱紀委員の調査を拒んではならない。

(委任事項)

第10条 この規定に定めなき議事に関しては、委員会の決議によりこれを定める。

付 則

この規程は、昭和58年9月13日から施行する。

この規程は、昭和62年7月14日から施行する。

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

※ この規程は、平成22年4月20日から施行する。

資料①-3



大分県行政書士会綱紀委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、大分県行政書士会会則第57条に基づき、大分県行政書士会綱紀委員会（以下「委員会」という。）に関する必要事項を定め、その運用を円滑にすることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、5人以上7人以内をもって組織する。

2 委員は、大分県行政書士会（以下「本会」という。）の会長が理事会の議決を得て委嘱する。

3 委員の任期は、就任後本会の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。

4 委員会は委員長1人、副委員長2人以内を互選し、会長が委嘱する。

5 委員長は、綱紀委員会を代表し、所掌事務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

※7 委員は、本会役員を兼ねることはできない。

< 中 略 >

(委任事項)

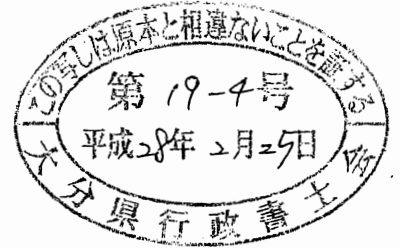
第10条 この規則に定めなき事項に関しては、委員会の決議によりこれを定める。

附 則

- ※ {
- 1 この規則は、平成25年4月22日から施行する。
 - 2 綱紀委員会規程は、廃止する。



資料 ①-4



大分県行政書士会綱紀委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、大分県行政書士会会則第57条に基づき、大分県行政書士会綱紀委員会（以下「委員会」という。）に関する必要事項を定め、その運用を円滑にすることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、5人以上7人以内をもって組織する。

2 委員は、大分県行政書士会（以下「本会」という。）の会長が理事会の議決を得て委嘱する。

3 委員の任期は、就任後本会の第2回目の定時総会の終結の時までとする。

4 委員会は委員長1人、副委員長2人以内を互選し会長が委嘱する。

5 委員長は、委員会を代表し、所掌事務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

※ 7 委員は、本会役員及び常設の部・委員会の部員・委員を兼ねることはできない。

< 中 略 >

(委任事項)

第10条 この規則に定めなき事項に関しては、委員会の決議によりこれを定める。

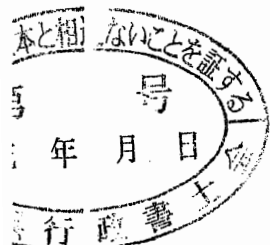
附 則

1 この規則は、平成25年4月22日から施行する。

2 綱紀委員会規程は、廃止する。

附 則

※ この規則は、平成26年1月27日から施行する。





大分県行政書士会綱紀委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、大分県行政書士会会則第57条に基づき、大分県行政書士会綱紀委員会（以下「委員会」という。）に関する必要事項を定め、その運用を円滑にすることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、5人以上7人以内をもって組織する。

2 委員は、大分県行政書士会（以下「本会」という。）の会長が理事会の議決を得て委嘱する。

3 委員の任期は、就任後本会の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。

4 委員会は委員長1人、副委員長2人以内を互選し、会長が委嘱する。

5 委員長は、委員会を代表し、所掌事務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

※ { 7 委員は、本会役員及び常設の部・委員会の部員・委員を兼ねることはできない。

< 中 略 >

※ { 第5条 削除

< 中 略 >

(委任事項)

第10条 この規則に定めなき事項に関しては、委員会の決議によりこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月22日から施行する。

2 綱紀委員会規程は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則

※ この規則は、平成26年11月11日から施行する。

